

# 一般管理費率の算出について

考え方は下記マニュアルに準拠

◆ **経済産業省 委託事業事務処理マニュアル**

([http://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2015\\_itaku\\_manual.pdf](http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf))

**P 32～ P 33**

# 企業の場合

## 直近の損益計算書より算出

一般管理費率 =

(「販売費及び一般管理費」 - 「販売費」) ÷ 「売上原価」 × 100

### 計算方法

※イメージ

科目	金額	販売費 or 一般管理費
役員報酬	×××	一般管理費
給料手当	×××	一般管理費
法定福利費	×××	一般管理費
広告宣伝費	×××	販売費
事務所家賃	×××	一般管理費

⋮

⋮

⋮

販売費合計 ○○○円  
一般管理費合計 △△△円

# 公益法人の場合

## 直近の正味財産増減計算書から分析

$$\text{一般管理費率} = \text{「管理費」} \div \text{「事業費」} \times 100$$

### 計算方法

※イメージ

科目		28年3月期
I 一般正味財産増減の部		×××
1. 経常増減の部		
	(1) 経常収益	×××
	(2) 経常費用	
	① 事業費	①○○○
	② 管理費	②△△△
2. 経常外増減の部		×××

⋮

⋮

事業費合計 ○○○円  
管理費合計 △△△円

## 共同企業体の場合（例）

### A事業者・B事業者で構成される共同企業体Cの 一般管理費率

AとBの管理費合計

AとBの事業費合計

× 100 = 共同企業体Cの  
一般管理費率

(※上限10%)